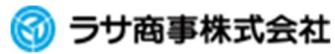


**特定建設業許可の業種が追加されました。**



令和8年1月15日付けにて下記の通り業種を追加しました。

許可番号：国土交通大臣（特一7）第2745号

許可の有効期間：令和8年1月15日から令和13年1月14日まで

追加した業種：水道施設工事業

既に取得している「機械器具設置工事業」「電気工事業」「土木工事業」「管工事業」「鋼構造物工事業」に加えて今回の業種追加により、これまでより幅広い工事の要望にお応えすることが可能となりました。

今後もより多くのお客様の要望にお応えすべく、引き続き尽力して参ります。